

1 社会参加の促進

事業名：保育所における障害児保育

[児童家庭課]

目 的

障害のある児童を認可保育所で受入れ、健常児とともに統合保育を行うことにより、生活力や社会性を養い、児童の健全な育成を促進すること。

現 状

特別児童扶養手当の対象相当の児童で集団保育が可能な児童については中度障害児として、また、秋田県小児療育センターなど専門機関からの診断書等を持つ児童については軽度障害児として、認可保育所で受入れています。

保育所の障害児受入人数

| 区 分 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 公立保育所の受入人数 | 30 | 26 | 17 | 14 | 18 |
| うち身体障害者手帳所持者数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| うち療育手帳所持者数 | 11 | 14 | 7 | 2 | 1 |
| 私立保育所の受入人数 | 13 | 17 | 21 | 29 | 22 |
| うち身体障害者手帳所持者数 | 2 | 4 | 4 | 6 | 5 |
| うち療育手帳所持者数 | 4 | 5 | 10 | 13 | 8 |

精神障害者保健福祉手帳所持者はいない。

評価・検証

障害のある児童にとっては、集団保育の実施により基本的な生活習慣の習得が図られる一方、健常児にとっては、障害についての理解が得られることにより人間としての心の成長につながっています。

また、児童の障害の程度によって保育士の負担が大きく変わることから、より実態に即した保育士の配置等が必要となります。

整備の方向

障害のある児童に対し、一人ひとりの障害の程度に応じて、幼少期からの社会参加を促進する事業として、今後も、秋田県小児療育センターなどの関係機関や利用者、保育所での保育責任者の意見をふまえ、各保育所の嘱託医さらには医療機関等との連携を図りながら、より実態に即した形で事業を継続していきます。(継続)

事業名：幼稚園における特別支援教育

[教育委員会学事課]

目 的

障害のない子どもとともに教育を受けさせることによって、障害のある子どものニーズを把握し、発達を促進すること。

現 状

障害児の受入人数

| | H16 | H17 |
|------|-----|-----|
| 満3歳児 | 15 | 13 |
| 3歳児 | 45 | 32 |
| 4歳児 | 42 | 52 |
| 5歳児 | 13 | 11 |
| 合計 | 115 | 108 |

秋田県総合教育センターにより
「障害児」と判定された園児
(医師の診断書等、医学的、心理学的
教育的見地からの総合的判定)

評価・検証

障害のある子どもにとって、言語の習得や基本的な生活習慣の確立が図られているほか、障害のない子どもにとっても、障害について理解することで、人間としてより豊かな心の成長につながっています。

整備の方向

受入体制の整備や補助制度の活用を促進するとともに、医療機関や児童相談所などの専門機関と連携を図りながら助言等を行います。(継続)

また、義務教育へのスムーズな移行を図るため、幼稚園と小学校との間で情報交換を行うなど、連携強化に努めます。(継続)

事業名：小・中学校における特別支援教育

[教育委員会学校教育課]

目 的

障害のある児童生徒について、小・中学校に特別支援学級（ 1 ）を設置し、一人ひとりの適性に応じた指導の充実を図るとともに、通常の学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、個別的な支援の充実を図ること。

（ 1 ）特別支援学級

学校教育法の一部改正により、平成19年4月1日より、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めることとなった。

現 状

学校教育法の一部が改正され、軽度発達障害の児童生徒を加えた特別支援教育の一層の充実が求められる中、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた特別支援教育の重要性が高まっています。

平成18年5月1日現在、小学校34校に50学級、中学校14校に22学級の特殊学級を設置しています。また、「ことばの教室」等の通級指導教室（ 2 ）を5学級設置しており、そのうち中通小、土崎小の通級指導教室では、平成18年度よりLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）の児童生徒の通級指導を実施しています。

平成18年度 特殊学級の設置状況(平成18年5月1日現在)

| | | 知的 | 情緒 | 難聴 | 病弱・虚弱 | 肢体不自由 | 合計 | 通 級 |
|---|------|----|----|----|-------|-------|-----|-----|
| 小 | 学級数 | 34 | 7 | 4 | 2 | 3 | 50 | 5 |
| | 在籍者数 | 89 | 14 | 6 | 6 | 11 | 126 | 48 |
| 中 | 学級数 | 14 | 3 | 3 | 2 | 0 | 22 | |
| | 在籍者数 | 35 | 6 | 4 | 2 | 0 | 47 | |

また、特別支援教育推進事業において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を支援するため、44校に52名の学級生活支援サポーターを派遣するほか、障害のある児童生徒が長時間の学校行事等に参加する際に、当該児童生徒の活動を支援する学校行事支援サポーターを年間165回派遣しています。

さらに、特別支援教育研修会等の教職員研修において、教員の資質向上を図り、全校体制による特別支援教育が行われるよう努めています。

小・中学校における体制づくりについては、平成18年10月現在、すべての小中学校で校内委員会を設置しており、また、校内に特別支援教育コーディネーターを配置しています。

(2) 通級指導教室

普段は通常の教育を受けている、ことばや聞こえなどの言語障害や、軽度発達障害(LD・ADHD)のある児童生徒を対象として、ある特定の時間に障害に応じた特別な指導・支援を行う教室です。

評価・検証

校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置など、小・中学校では校内支援体制づくりに努めていますが、障害のある児童生徒や保護者のニーズが多様化しており、校内支援体制のさらなる充実が課題となっています。

平成18年度からは、学校教育法の一部改正により、LD・ADHDの児童生徒も通級指導教室へ通級し、指導を受けることが可能になりました。

障害のある児童生徒を支援するサポーターの派遣については、派遣者数・派遣時間を年々拡充しており、支援の充実が図られてきています。

整備の方向

特別な支援を要する児童生徒の状況は多様化するなど、個々の障害に一層配慮した特別支援教育の充実が求められており、今後も事業を継続・充実させていきます。(継続)

事業名：子ども未来センター運営事業

[子ども未来センター]

目 的

遊び場機能を備えた総合的な子育て支援を行う施設として、地域子育て支援、育児サークルの支援、情報提供等のほか、子どもや家庭に関する相談、児童虐待の予防等について地域や関係機関と連携し、総合的に子育て支援施策を推進すること。

現 状

児童家庭相談の内容は、養護相談、育成相談、障害相談等多岐にわたりますが、その中でも障害相談は、心身の障害や発達の問題、行動上の心配が多いため、言葉の専門家、保育士、教員等の資格をもつ家庭相談員が対応しています。

家庭教育相談では、家庭相談員が保育所、幼稚園等を訪問し、個別的な教育相談を実施しています。

また、障害や発達の遅れのある子どもの親や家族が、ほかの子どもたちと交流できる場として、親子のふれあい広場の活用、サークル活動への参加をすすめています。

障害相談の件数

| | 16年度 | 17年度 |
|------------------|------|------|
| 児童家庭相談のうち障害相談の件数 | 80 | 100 |
| 家庭教育相談のうち障害相談の件数 | 81 | 67 |
| 合 計 | 161 | 167 |

評価・検証

児童家庭相談の窓口の役割を担う子ども未来センターでは、子どもの発育・発達やことばの遅れなどが疑われる場合などの相談にも応じることから、引き続き事業を継続する必要があると考えます。

整備の方向

電話、面接、訪問等により相談を受ける際には、子どもの状況を確認しながら、家族の不安の解消に努めるとともに、子どもの接し方や養育方法などについて、家庭相談員が継続して相談に応じていきます。また、必要に応じて児童相談所や秋田県小児療育センター、保健所などの専門機関と連絡を取り合い、早期に治療や訓練が開始されるように支援していきます。(継続)

事業名：放課後児童健全育成事業

[教育委員会生涯学習室]

目 的

放課後に保護者が家庭にいない児童に遊びや集団生活の場を提供し、その健全育成を図ること。

現 状

国の放課後児童健全育成事業を活用し、24の放課後児童クラブに委託しています。

障害児の利用登録状況

| 年度 | 全施設数 | 登録者数 | うち障害児数 |
|----|------|------|--------|
| 14 | 17 | 617 | 2 |
| 15 | 17 | 659 | 4 |
| 16 | 19 | 716 | 3 |
| 17 | 21 | 750 | 5 |
| 18 | 24 | 787 | 7 |

(各年12月1日現在)

評価・検証

わずかですが障害を持つ児童の利用数は増えています。

本事業は、障害の有無にかかわらず、放課後に保護者が家庭にいない児童に遊びや集団生活の場の提供を行う事業であり、障害児の受入れについては、施設の状況や人員配置を勘案し、各放課後児童クラブの運営主体の判断によって行われていますが、十分な受入態勢が整っていない状況にあります。

整備の方向

委託先の放課後児童クラブへ障害児の受入れを働きかけるとともに、障害児受入れに対する委託料の加算措置を継続します。(継続)

事業名：特別支援学校児童生徒の放課後および長期休みのケア

[障害福祉課]

目 的

特別支援学校に通う児童生徒が、放課後や学校の長期休みの間、介護を受ける場を確保するとともに、介護者の社会参加を支援すること。

現 状

本市が社会福祉法人等に委託し、養護学校（平成19年4月から特別支援学校へ移行）に通う児童生徒のうち、保護者の就労などの事情により、放課後や学校の長期休みの間、介護者がいないかたについて、活動の場や介護を受ける場を確保する事業です。

平成18年9月末までは、秋田県が「秋田県養護学校児童生徒放課後生活支援事業」として実施していたものですが、10月からは障害者自立支援法施行に基づく、市町村地域生活支援事業の日中一時支援事業放課後支援型として、市が従来と同様の内容で事業を実施しています。

現在、県立秋田養護学校、県立栗田養護学校および県立天王みどり学園に秋田市の利用者が在籍しています。

なお、利用した時間に応じて利用者負担があります。

一回の利用にかかる利用者負担（平成19年3月現在）

| 利用時間 | 利用者負担 |
|-------------|-------|
| 4時間未満 | 150円 |
| 4時間以上～8時間未満 | 300円 |
| 8時間以上 | 450円 |

（生活保護世帯は無料）

（利用状況）

| 学校名 | 実施事業者 | 利用者数（人） | | | |
|---------|-------|---------|------|------|------|
| | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 秋田養護学校 | 若竹学園 | - | 4 | 4 | 4 |
| 栗田養護学校 | 高清水園 | 4 | 3 | 6 | 7 |
| 天王みどり学園 | 玉の池荘 | - | - | 1 | 1 |

利用者数は、秋田県養護学校児童生徒放課後生活支援事業登録者

評価・検証

利用者数は伸びており、今後も、介護者が就労する家庭などでの需要が見込まれます。
なお、事業の対象となっていない市内の特別支援学校や保護者から要望があった場合は、実施事業者などについて検討が必要となります。

整備の方向

地域生活支援事業として、利用者や特別支援学校の意見等を聞きながら、事業を継続して実施します。(継続)

事業名：就学相談

[教育委員会学校教育課]

目 的

心身に障害のある幼児の就学相談の充実に努め、適正な就学を図ること。

現 状

秋田市教育研究所に就学相談に対応する相談員を1名配置し、特別支援教育担当の指導主事とともに、保護者からの電話や来所による就学相談に応じています。平成17年度は、電話による相談を167回、来所による相談を189回実施しました。

評価・検証

就学相談については、保護者から電話・来所相談のあった場合のほか、就学時健康診断において相談のあった場合など、子どもの就学に不安を抱えるすべての保護者の相談に対応しています。

整備の方向

障害のある幼児の就学についての保護者の不安を解消し、適正な就学が行われるように、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな就学相談に努めます。(継続)

事業名：就学時健康診断

[教育委員会学事課]

目 的

就学予定者の心身の状況を的確に把握し、保健上必要な指導助言を行い、適正な就学を図ること。

現 状

学校保健法第4条の規定に基づく健康診断を実施し、疾病を有する就学予定者の保護者に対し、入学までに必要な治療を行うよう指導しているほか、学校生活に支障となる疾病(知的障害、肢体不自由、病弱等)を有する、または疑いのあるときは、就学相談・就学指導を実施しています。

平成17年度健康診断実績者数は2,812人(対象者と同じ)であり、その内69人について就学相談・就学指導を行っています。

評価・検証

はじめての就学にあたり不安を抱える幼児およびその保護者に対し、健康診断を通し必要な相談・指導を行うことで適正な就学に結びつけており、義務教育の円滑な実施にもつながっています。

整備の方向

今後とも、学校保健法に基づき、教育委員会が実施主体となって学校医・学校歯科医・学校・保護者と連携しながら、就学予定者の適切な就学を図っていきます。(継続)

事業名：心身障害児就学指導委員会の開催

[教育委員会学校教育課]

目 的

学識経験者、関係行政機関、関係教育機関等の職員からなる、心身障害児就学指導委員会を開催し、障害のある幼児・児童生徒の適正な就学を図ること。

現 状

就学予定または現在就学している障害のある幼児・児童生徒の適正な就学について審議するため、年2回委員会を開催しています。審議にあたっては、当該幼児・児童生徒の障害の状況、就学先の学校の状況、保護者の希望等をふまえ、児童相談所、秋田県小児療育センター等の関係機関との連携を密にして、適正な措置となるようにしています。

平成17年度は、110名（小学校へ就学予定の幼児66名、小学校を卒業予定の6年生34名、在学中児童生徒10名）の就学について審議をしました。

また、市立小学校の新入学生全員と、言語発達に遅れの疑いがある児童について、毎年5月から6月にかけて「ことばの検査」を実施し、言語発達に遅れが見られる場合には、保護者に対し通級指導教室（1）への通級を勧めています。平成18年度は、2,674名の児童を対象に検査を実施しました。

（1）通級指導教室

普段は通常の教育を受けている、ことばや聞こえなどの言語障害や、軽度発達障害（LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害））のある児童生徒を対象として、ある特定の時間に障害に応じた特別な指導・支援を行う教室です。

評価・検証

障害のある幼児・児童生徒の適正な就学を図るうえで、本委員会の果たす役割は大きいと考えています。

整備の方向

障害のある幼児・児童生徒の適正な就学が行われるよう、大学・医療機関など関係機関との連携を一層図りながら、本委員会の適正な運営に努めていきます。（継続）

事業名：特別支援教育就学奨励費

[教育委員会学事課]

目 的

小学校または中学校の特別支援学級などに入級している児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減すること。

現 状

世帯の所得に応じて学用品費、給食費、通学費などの必要な経費を援助しています。平成17年度は、市立の小学校31校99名、中学校12校32名の保護者に援助しています。

評価・検証

保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の普及奨励が図られています。

整備の方向

今後も継続して実施していきます。(継続)

事業名：就労のための支援

[障害福祉課]

目 的

障害者が自分らしく自立した地域生活を送るために、個々の能力や特性に応じた就労の場が確保できるよう支援すること。

現 状

就労を希望する障害者に対しては、「ハローワーク秋田」、「秋田障害者職業センター」、「障害者就業・生活支援センター」などの機関を紹介するとともに、これらの関係機関が主催する会議等に出席するなど連携を図りながら支援しています。

さらに、必要に応じて、就労前訓練や再就職のためのより専門的な訓練を行う施設である国立身体障害者リハビリテーションセンター等の国立更生援護施設などの紹介も行っています。

評価・検証

障害者自立支援法では、障害者がもっと働ける社会を目指して、就労支援をより強化するために、就労移行支援事業、就労継続支援事業が新たなサービスとなり、現在の授産施設等においては、平成23年度までにこれらの事業を中心に新体系に移行することとされています。

また、第3章に掲げた障害者の就労関係の目標数値の達成を目指すとともに、雇用施策の連携の強化を図るため、福祉、労働、教育等の関係機関が障害者就労支援ネットワークを構築する必要があります。

整備の方向

現在の授産施設等が新体系に移行する際は、施設からの相談に応じながら移行が円滑に進むよう支援します。

また、第3章に掲げた障害者の就労関係の目標数値達成を目指すため、国、県を中心とする就労に関する関係機関との連携をさらに深めながら、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため市が設置した「地域自立支援協議会」を活用して、障害者就労支援ネットワークを構築し、障害者がその適性に応じてより力を発揮して就労できるよう支援していきます。(継続)

事業名：障害者就業・生活支援事業

[障害福祉課]

目 的

障害者に対し、生活支援や就労支援等を一体的かつ総合的に行うことにより、地域での生活を支援し、障害者福祉の向上を図ること。

現 状

知的障害者通所授産施設「ウェルビューいずみ通所センター」に障害者就労・生活支援事業を委託し、身体・知的・精神障害者の家庭や職場、施設などを訪問するなどして、就労や生活に関する相談に応じるとともに、職場への定着や職業準備訓練のあっせんなどの支援を行いました。障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月から県の実施事業となり、引き続き県が実施しています。

評価・検証

障害者自立支援法では、障害者とその能力と適性に応じて就労できるよう、福祉行政としての支援および福祉と雇用施策との連携を充実させることとしていることから、今後も一層重要な役割を担う事業と考えられます。

整備の方向

県の実施事業となりましたが、障害者の就労や生活を充実させるため、事業の周知を図るとともに、県との連携に努めます。(継続)

事業名：知的障害者就労環境支援事業

[障害福祉課]

目 的

知的障害のあるかたが、安定した就労を継続することができるよう支援すること。

現 状

(財)秋田市総合振興公社が運営する秋田市リサイクルプラザにおいて、安定した就労を継続することができるよう指導員を配置し、作業訓練の場を提供しています。

また、3年間の訓練修了後の進路について、「秋田市リサイクルプラザ訓練生個別ケース会議」を設け、訓練生と保護者、ハローワーク秋田や秋田障害者職業センター等と連携をとりながら、一般就労先等の確保の支援を行っています。

平成11年度の事業開始以来、25人を採用し、11人が訓練を修了、うち5人が一般就労しています。現在は7人の訓練生が在籍しています。

評価・検証

訓練生の対象要件を緩和し、年齢制限を35歳までに引き上げて募集したことにより、訓練希望人数は以前より増えています。リサイクルプラザで心身共に成長しているとともに、関係機関との連携もあり、3年間の訓練を経て一般就労へと結びついています。

整備の方向

今後も(財)秋田市総合振興公社と協力し、知的障害者が一般就労を目指すための訓練の場を引き続き確保します。(継続)

事業名：職親制度

[障害福祉課]

目 的

一定期間職親に預け、生活指導および技能習得訓練などを行うことによって、知的障害者の自立を図り、雇用の促進と職場における定着性を高めること。

現 状

市内の職親登録者は、平成18年度現在で板金業 1 件および段ボール、印刷紙器の製造販売業 1 件となっていますが、現在は利用を希望する障害者がおらず、利用されておられません。

評価・検証

「障害者就業・生活支援センター」や「トライアル雇用制度」、「ジョブコーチ派遣事業」などの新しい支援制度の充実により、現在のところ、職親制度の利用を希望する障害者がいないと考えられます。しかしながら、知的障害者の自立を図り、雇用の促進と職場における定着性を高めるためには、多様な選択肢を用意する必要があります。

整備の方向

秋田障害者職業センターや秋田県福祉相談センターと連携しながら、職親制度の利用が適していると思われる障害者について、制度の利用を促進し、地域生活支援事業として実施します。(継続)

事業名：精神障害者社会適応訓練事業

[健康管理課]

目 的

一定期間事業所で訓練し、自信や意欲を取り戻すことによって、病気の回復と社会復帰を図ること。

現 状

県より委託を受けて実施しています。

平成17年度末現在の訓練生は7人、協力事業所は11か所となっており、平成13年度から17年度までに雇用につながった人は10人です。

訓練期間は最長3年で、事業所の業種は、製造業や飲食業、サービス業などで、作業内容は、清掃や補助的な作業が中心です。

社会適応訓練事業実施状況

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|----------------|------|------|------|------|------|
| 協力事業所数(か所) | 23 | 23 | 17 | 11 | 11 |
| 訓練対象者数(人) | 24 | 14 | 12 | 8 | 7 |
| 年度内訓練終了者数(人) | 15 | 7 | 4 | 4 | 0 |
| 雇用に結びついた者の数(人) | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 |

評価・検証

年々、協力事業所が減少し、また、訓練終了後雇用に結びつくのが難しい現状にあります。

平成17年度の精神障害者実態調査では、「働いている」または「訓練している」人の割合が13.1%で「働いていない」が78.0%となっています。

障害者雇用促進法の改正により、平成18年4月1日から障害者雇用率算定に精神障害者も加わった事により、今後、精神障害者の雇用も拡充していくことが期待されます。

障害者の雇用を促進する施策も運用されているので、秋田障害者職業センター等の関係機関と連携をとりながら、精神障害者社会適応訓練事業を進めていくことが、精神障害者の社会復帰支援に効果的と考えます。

整備の方向

効果的に事業を活用するために、秋田障害者職業センター等と連携をとり、訓練希望者の状況把握に努めます。(継続)

保健師が協力事業所を定期的に訪問し、指導者および訓練対象者に助言や指導等を行うとともに、主治医とも連携をとり、よりよい環境で訓練が継続できるように支援していきます。(継続)

障害者自立支援法の就労継続支援事業等との調整が必要と考えられます。(検討)

事業名：雇用の促進および職業の安定

[工業労政課]

目 的

障害者個々の適性と能力に応じた雇用の促進と職業の安定を図ること。

現 状

障害者の多くが働く意欲と能力を持ちながら、働く場が十分確保されていません。

一方では雇用情勢の悪化からリストラを余儀なくされているかたが見受けられるため、企業に対する雇用の促進とともに、関係機関と連携を図りながら職業の安定（職場定着）を進めています。

（障害者雇用関係機関）

| | |
|----|--|
| 国等 | 秋田労働局職業対策課、ハローワーク秋田（秋田公共職業安定所）、 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構秋田障害者職業センター |
| 県等 | 秋田県雇用労働政策課、(社)秋田県雇用開発協会、 ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター |

1 きらめき就職面接会の開催

ハローワーク秋田が主催して、就職を希望する障害者と企業が直接面接する「きらめき就職面接会」が開催される際、企業への参加を要請しています。

2 障害者雇用支援月間

9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動の一環として障害者ワークフェア、就職面接会、秋田県障害者雇用支援月間ポスター原画展など、国、県および関係機関などと連携を図りながら各種啓発活動を集中的に展開しています。市では市庁舎に啓発用看板を掲げるほか、「広報あきた」への掲載、障害者の雇用に関するパンフレットやリーフレットでの雇用支援の呼びかけをしています。

3 障害者法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者数56人以上規模の企業の場合、常用労働者数の1.8%以上の障害者を雇用しなければならないとされています。

各企業には、ハローワーク秋田や秋田障害者職業センター、(社)秋田県雇用開発協会などの関係機関と連携し、障害者法定雇用率達成の指導を行っています。また、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成などのPRも行っています。

(平成18年6月1日現在の雇用率実績)

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|------------|-------|
| 全 国 | 1.52% | 秋 田 県 | 1.55% | ハローワーク秋田管内 | 1.49% |
|-----|-------|-------|-------|------------|-------|

4 求人・求職者情報の提供

ハローワーク秋田では障害者への紹介は障害者用求人に限らず、一般求人の中からも適性を見ながら紹介しています。なお、障害者の職業評価は秋田障害者職業センターで希望者を対象に行っています。

求職・就職者動向(ハローワーク秋田管内)

| 年度 | A有効登録者(人) | B新規求職者(人) | C就職者(人) | C/A(%) | C/B(%) |
|------|-----------|-----------|---------|--------|--------|
| 14年度 | 469 | 197 | 88 | 18.8 | 44.7 |
| 15年度 | 502 | 226 | 113 | 22.5 | 50.0 |
| 16年度 | 433 | 235 | 106 | 24.5 | 45.1 |
| 17年度 | 317 | 299 | 140 | 44.2 | 46.8 |

(有効登録者は各年度3月末現在の数)

5 職業相談・職業指導の充実

ハローワーク秋田および秋田障害者職業センターと連携を取りながら、障害者の就職についての相談、指導援助を行うとともに、事業主に対しては、新たな障害者雇用指導や、現在雇用されている障害者の雇用管理上の問題点への助言、適正配置、作業環境の改善等継続雇用のための相談、援助サービスを行っています。

(1) 仕事に就くための相談

障害者に見合った職場、仕事に就くための心構えなどについての相談援助に応じています。

(2) 仕事を検討するための相談

秋田障害者職業センターは、ハローワーク秋田および盲・聾・養護学校、ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター、福祉事務所等からの要請によって、職業評価を行い、進路の方向や職業適性等についてのアドバイスを行っています。

6 障害者の職業準備訓練・講習等

秋田障害者職業センターにおいて、障害のあるかたや事業主のかたなどに対して、ハローワーク秋田と連携しながら、就職や雇用管理のための以下のサービスを提供しています。

(1) 職業準備支援

センター内に設置された「あきたワークトレーニング社」で、作業支援カリキュラム、職業準備講習カリキュラム、精神障害者自立支援カリキュラムのなかから、支援内容や期間を個別設定して行います。

(2) ジョブコーチ支援

事業所にジョブコーチ(職業適応援助者)を派遣し、障害者および事業所に対して、雇用の前後を通じて障害特性をふまえた直接的、専門的支援を行います。

(3) リワーク支援

うつ病などにより休職中のかたとその事業所に職場復帰にむけた援助を行います。休職中のかた、主治医、会社の担当者と相談しながら、復帰に向けた調整や出勤前のウォーミングアップなどの支援を行います。

(4) 職場適応指導

就職後、仕事や人間関係など、職場におけるいろいろな問題について、障害者が仕事を長く続けられるよう相談、援助を行います。

(5) 雇用管理サポート

事業主が抱える障害者の雇用に関する問題点や悩みについて、センターのカウンセラーと専門家が連携して助言・援助を行います。

評価・検証

1 きらめき就職面接会の開催

就業意欲のある障害者と企業とが、直接、面接する貴重な機会であり、相互理解のもと、雇用の促進と職業の安定に少なからず寄与しているものと考えています。

2 障害者雇用支援月間

事業主のみならず、広く国民一般に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するためのさまざまな啓発活動は必要不可欠であると考えています。

3 障害者法定雇用率

ハローワーク秋田管内における雇用率は、全国数値や秋田県全体の数値と比べても若干低い状況にあり、法定雇用率達成に向けて、これまで以上に障害者雇用に対する理解促進に努める必要があります。

4 求人・求職者情報の提供

就業意欲の高い障害者が対象となっており、新規雇用に結びつくなど、事業効果は高いと考えています。

5 職業相談・職業指導の充実

個々のニーズに見合った、きめ細かな相談・指導援助が、障害者の就業活動に対し、大きな支えとなっています。

6 障害者の職業準備訓練・講習等

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、障害者の雇用促進、職業の安定を図るため、事業主側が設立した日本障害者雇用促進協会と財団法人高年齢者雇用開発協会を母胎に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法に基づいて、平成15年に設立された団体です。

事業主の観点から、障害者を雇用する事業主および障害者の不安等に対する相談に対して、ジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣するなど、個々の障害者の状況に応じた直接的、専門的な支援を継続的に行っており、雇用促進、職業の安定に大きく寄与しています。

整備の方向

1 きらめき就職面接会の開催

雇用促進と職業安定に向けて、これまでと同様に関係機関と連携を継続します。

（継続）

2 障害者雇用支援月間

これまでと同様に9月の「障害者雇用支援月間」には、市庁舎に啓発用看板を掲げるなど関係機関と連携しPR活動を継続します。（継続）

3 障害者法定雇用率

ハローワーク秋田や県などの関係機関と連携し、企業に対して障害者の雇用要請を強化していきます。（継続）

また、特定求職者雇用開発助成金および障害者トライアル雇用事業に基づく助成金などのPRに努めます。（継続）

4 求人・求職者情報の提供

今後も継続してハローワーク秋田と連携し、情報の提供を図っていきます。（継続）

5 職業相談・職業指導の充実

ハローワーク秋田および秋田障害者職業センターと連携を取りながら、障害者個々の求職ニーズに見合った就職相談を実施し、職業を通じて社会参加出来るように対応していきます。（継続）

6 障害者の職業準備訓練・講習等

活動内容を周知するとともに、障害者の雇用促進、職業の安定に向け、関係機関と連携を図っていきます。（継続）

事業名：授産施設・小規模作業所への支援

[障害福祉課・健康管理課]

目 的

就労の困難な障害のある人に、作業や創作活動を通して技能習得訓練・生活指導等を行い、就労、社会適応能力を高め、在宅障害者の自立の促進を図ること。

現 状

1 入所・通所授産施設（身体障害者、知的障害者、精神障害者）

現在、市内には身体障害者授産施設が3か所、知的障害者授産施設が4か所、精神障害者授産施設が3か所あり、授産活動を通して障害者の技能習得、生活指導に努めています。

（身体障害者、知的障害者）

| 施設名 | 運営主体 | 事業開始 年月日 | 定員(人) | | 作業種目 |
|---------------|-----------------|-------------|-------|----|----------------------|
| | | | 入所 | 通所 | |
| 秋田ワークセンター | (福)秋田県身体障害者福祉協会 | 平成3年4月10日 | 54 | 19 | 印刷、電子部品組立て、縫製、軽作業等 |
| 緑光苑 | (福)緑光福祉会 | 平成12年10月1日 | | 30 | 印刷、電子部品組立て、軽作業等 |
| 小又の里 | (福)秋田福祉協会 | 平成11年10月1日 | 50 | | 園芸、農林加工、畜産飼料、木工等 |
| 明成園 | (福)秋田旭川福祉会 | 昭和60年4月1日 | | 45 | クリーニング、電子部品組立て |
| ウェルビュー いずみ | (福)いずみ会 | 平成14年11月1日 | | 40 | クリーニング、電子部品組立て、紙箱加工等 |
| サンハウス | (福)サンふくし会 | 平成17年7月1日 | | 30 | 農作業 |

（平成18年4月1日現在）

(精神障害者)

| 施設名 | 運営主体 | 事業開始 年月日 | 定員(人) | | 作業種目 |
|---------------|--------|-------------|-------|----|----------------------|
| | | | 入所 | 通所 | |
| クローバー | (医)久盛会 | 平成12年2月1日 | | 20 | クリーニング、軽食喫茶、ネクタイづくり等 |
| げんきハウス 下新城 | (医)久幸会 | 平成15年2月1日 | | 30 | クリーニング、縫製・染色、農業・園芸等 |
| げんきハウス 金足 | (医)久幸会 | 平成15年2月1日 | 20 | | クリーニング、縫製・染色、農業・園芸等 |

(平成18年4月1日現在)

2 小規模通所授産施設(身体障害者、知的障害者)

平成12年度に通所授産施設の要件が緩和されたことにより、利用者が10人以上20人未満の施設が、小規模通所授産施設として国庫補助の対象となり、授産活動を通して障害者の技能習得、生活指導を行いながら、利用者の処遇の向上、経営の安定化に努めています。

(身体障害者、知的障害者)

| 施設名 | 運営主体 | 事業開始 年月日 | 定員 (人) | 作業種目 |
|--------|-----------------|-------------|-----------|----------------------------|
| つどいの家 | (福)ゆたか会 | 平成13年10月1日 | 15 | 手漉きはがき等 |
| 希望園 | (福)秋田希望ふくし 会 | 平成14年10月1日 | 15 | ウエス縫製、手芸品、 盆灯籠 |
| いなほ作業所 | (福)秋田いなほ福祉 会 | 平成15年12月1日 | 19 | 電気部品組立、うどんセ ット、民芸品、メール便 |

(平成18年4月1日現在)

3 小規模作業所(身体障害者、知的障害者、精神障害者)

現在、身体、知的障害の小規模作業所は5か所あり、すべて民間の運営となっています。ほとんどが保護者グループが設立したもので、養護学校等を卒業した後の受け皿的存在となっています。しかし、自由な形態で運営できる反面、作業所運営の財源のほとんどを市からの補助金でまかなっているため、経営が不安定な状況にあります。

また、精神障害においては、公設の小規模作業所が2か所あり、外部に運営を委託しています。

(身体障害者・知的障害者)

| 施設名 | 運営主体 | 事業開始年月日 | 定員(人) | 作業種目 |
|----------------|-------------------|------------|-------|---------------------|
| 秋田はまなす共同作業所 | 秋田はまなすの会 | 昭和62年11月1日 | 12 | パッケージ包装、盆灯籠等 |
| やすらぎの家 | やすらぎの家運営委員会 | 平成7年4月1日 | 10 | 手芸品製作、料理等 |
| 工房こすもす | 工房こすもすの会 | 平成9年4月1日 | 9 | 革、木工、布、まゆ、紙・石製品の製作等 |
| 援護就労センターパストラール | 援護就労センター運営委員会 | 平成10年5月1日 | 12 | クリーニング、おしぼり包装等 |
| ドリームカンパニーあゆみ | 障害児の卒業後の生活を豊かにする会 | 平成14年5月1日 | 12 | 犬用クッキー、さをり織り、盆灯籠等 |

(平成18年4月1日現在)

(精神障害者)

| 施設名 | 運営主体 | 事業開始年月日 | 定員(人) | 作業種目 |
|-------------|------|-----------|-------|---------------------|
| 秋田市のぞみ共同作業所 | 秋田市 | 平成15年4月1日 | 20 | ダンボール組立て、ラベル貼り、箸袋折等 |
| 秋田市南浜共同作業所 | 秋田市 | 平成15年4月1日 | 20 | 瓶結束バンド加工、菓子箱組立て・袋加工 |

(平成18年4月1日現在)

評価・検証

障害者自立支援法の施行に伴い、小規模通所授産施設や授産施設は平成23年度までに就労移行支援、就労継続支援等の新体系の事業所に移行することとされています。

また、小規模作業所については、これまで小規模通所授産施設や知的障害者通所授産施設等の法定施設への移行を進めてきましたが、今後は、障害者自立支援法による新体系サービスを行う事業所や、地域生活支援事業による地域活動支援センターへ移行し、利用者の処遇の向上や経営の安定化を図ることが望ましいと考えられます。

整備の方向

利用者処遇の向上や経営の安定化を図るために、授産施設、小規模通所授産施設および小規模作業所が新体系の事業所や地域活動支援センターに移行する際には、密接な連携を図りながら個別に相談に応じるなど支援していきます。(継続)

法定化をめざすのではなく、無認可のままで地域に根ざした独自の活動を行う小規模作業所については、安定した運営ができるよう、支援していきます。(継続)

事業名：市民スポーツの振興

[教育委員会スポーツ振興課]

目 的

健康増進と生きがいづくりのため、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境をつくること。

現 状

これまで、各種スポーツ教室を開催するなど、年齢・体力に応じて親しむことができるニュースポーツの普及振興に努めていますが、市民の健康づくりと生きがいを求める意識がさらに高まる中、日常生活においてスポーツは大きな役割を占めるようになっており、市民のスポーツに対するニーズも一段と高度化・多様化が進んでいます。

(秋田市のニュースポーツ推進種目)

| | | | |
|---|-----------|---|-----------|
| 1 | バウンドテニス | 4 | フライングディスク |
| 2 | ソフトバレーボール | 5 | グラウンドゴルフ |
| 3 | ユニカール | 6 | ミニテニス |

ユニカール以外は、連盟、協会が組織され、各団体で普及振興を図っています。

また、スポーツ施設の整備にあたっては、出入口の段差解消のためのスロープや、施設内では、エレベーターや手摺り、障害者のかたも利用できるトイレの設置など、バリアフリーに配慮しています。

評価・検証

市民の多様なニーズを踏まえながら、年齢・体力に応じ、だれもが気軽にスポーツに親しむことができるよう、さらにスポーツ教室の充実、指導者の育成、スポーツボランティア体制の整備等に努めながら、スポーツ活動に参加する機会の拡大を図る必要があります。

また、バリアフリー化されたスポーツ施設では、障害のある人が見るだけでなく、自ら身体を動かす各種スポーツ大会が盛んに開催されるようになってきています。

これからも、誰もが安心して使うことができ、スポーツ活動の基盤となる施設を計画的に整備拡充する必要があります。

整備の方向

市民との協働を基本に、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージでスポーツを楽しむことができるよう、秋田市スポーツ振興マスタープランに基づき、各種イベントやスポーツ教室の開催、自主スポーツクラブの結成や地域を基盤とするスポーツ活動への支援、学校体育施設の利用促進を図るなど、気軽にスポーツに参加する機会を拡充し、生涯にわたりだれもがスポーツを生活の中に取り入れられるよう努めます。(継続)

また、スポーツ施設の新設・改築時には、障害のある人も気軽に安全に利用できる施設の整備を推進していきます。(継続)

事業名：障害者スポーツ大会・教室開催事業

[障害福祉課]

目 的

スポーツ大会・教室を通じて障害者の健康で活力ある生活と社会参加の促進を図ること。

現 状

1 主な障害者スポーツ大会の開催（平成18年度）

| 大会名 | 会場 | 開催期日 | 主催 | 競技種目等 |
|-----------------------|------------------|-----------------|----------------------|--|
| 第2回秋田市身体障害者グラウンドゴルフ大会 | 秋田県身体障害者更生訓練センター | 平成18年 10月14日 | 秋田市、 秋田市身体障害者協会 | グラウンドゴルフ |
| 第4回秋田県障害者スポーツ大会 | 県立中央公園陸上競技場他 | 平成18年 9月9日 | 秋田県、 秋田県障害者スポーツ協会 | 陸上、卓球、サウンドテーパーテニス、水泳、アーチェリー、ボウリング、フライングディスク、バレーボール |

秋田県身体障害者体育大会と秋田県ゆうあいスポーツ大会として実施されてきた障害児者スポーツ大会が、平成15年度から精神障害者も参加する秋田県障害者スポーツ大会として一本化され、より一層競技性を高めた形で開催されることとなりました。

2 障害者スポーツ教室の開催（平成18年度）

身体障害者がスポーツを通じて体力増強、交流等を図るとともに、障害者スポーツの普及を促進するために、身体障害者水泳教室を開催しています。（会場：県立総合プール、回数：年間10回）

障害者からの要望により15年度から卓球教室を水泳教室に変更

評価・検証

障害者スポーツ大会開催事業については、17年度から開催種目をグラウンドゴルフとしたことから、大会の定着化を図るとともに、参加者のニーズに応じた大会運営が求められます。

整備の方向

障害者スポーツ大会開催事業および障害者スポーツ教室開催事業については、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の社会参加促進事業として実施されます。事業内容についてはこれまでと変わりありませんが、今後とも大会の周知と障害者の意見等を反映した事業推進に努めます。また、本市主催以外の大会についても、秋田県障害者スポーツ協会等の関係団体と連携しながら支援していきます。(継続)

また、平成19年10月13日～15日に開催される「第7回全国障害者スポーツ大会(秋田わか杉大会)」がスポーツによる社会参加促進を一層盛り上げる機会となるよう、大会運営等を支援します。(19年度完了)

事業名：学習機会の提供

[教育委員会生涯学習室]

目 的

社会の大きな変化に伴う高度化、多様化した市民の学習ニーズや様々な課題に応える学習機会を提供すること。

現 状

障害のある人を対象とした学級を2学級開設しています。このほかの事業についても、障害のある人も参加できるようにしています。

| | ねむの木学級(土崎公民館、年6回) | | のぞみ学級(西部公民館、年9回) | |
|------|-------------------|----------------------|------------------|----------------------|
| | 参加者 | 内 容 | 参加者 | 内 容 |
| 14年度 | 23人 | 講話、デザイン制作、移動学習、地域散策等 | 15人 | 講話、移動学習、健康相談朗読、映画鑑賞等 |
| 15年度 | 19人 | 講話、移動学習、映画鑑賞地域散策等 | 15人 | 講話、移動学習、健康相談朗読、映画鑑賞等 |
| 16年度 | 20人 | 講話、移動学習、映画鑑賞地域散策等 | 15人 | 講話、移動学習、健康相談朗読、映画鑑賞等 |
| 17年度 | 18人 | 講話、移動学習、映画鑑賞地域散策等 | 15人 | 講話、移動学習、健康相談朗読、映画鑑賞等 |

評価・検証

市民一人ひとりが個性や能力、経験を生かして、生きがいのある充実した生活を送るためには、自発的に、そして主体的に生涯を通して学び続けることが大切であり、今後とも障害のある人への学習機会の提供と内容の充実を図るとともに、各種生涯学習事業の中で、障害についての理解や啓発に努める必要があります。

また、障害のある人や家族等が、学びを通じて人々と交流することは、社会参加と相互理解の促進に役立っています。

整備の方向

市内 8 か所の拠点公民館や青少年センター、女性学習センター、図書館などの社会教育施設を中心に、関係機関・団体との新たなパートナーシップの形成に努め、市民の学習ニーズやさまざまな課題に応える学習機会の拡充、指導者の養成、施設の整備・充実を図ります。